

旅行業新規・更新・変更登録手数料を納付される旅行業者様へ

令和3年10月1日から

納付方法が変わります

鳥取県収入証紙の販売が令和3年9月30日で終了するため、令和3年10月1日からは以下の納付方法が変わります。

令和3年10月1日からの納付方法

●電子申請と併せて行う電子納付

パソコン、スマートフォンを使用したペイジー、クレジットカードによる納付

●県庁本庁舎・総合事務所などに設置する窓口納付

現金、電子マネー、クレジットカードによる納付

【窓口設置場所】県庁本庁舎（地下売店）

中部総合事務所（別館1階倉吉食品衛生協会）

西部総合事務所（本館3階米子食品衛生協会）

■購入済み証紙の取扱い

令和3年9月30日までに購入済みの証紙は、令和4年3月31日までは、従来どおり手数料の納付に使用できます。

■使用予定がない証紙の払い戻し

令和8年9月30日までに還付請求をしていただくことにより、ご指定の口座に返還します。

※ただし、返還する金額は、証紙額面から手数料3.3%を控除した金額となります。

※手続きの詳細は県会計指導課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/296529.htm>)をご確認ください。

<問い合わせ先>

○旅行業登録手数料の納付に関すること

鳥取県交流人口拡大本部観光交流局観光戦略課 企画担当

電話：0857-26-7421

（鳥取市東町一丁目220番地）

○鳥取県収入証紙に関すること

鳥取県会計管理局会計指導課

電話：0857-26-7437